

図表 2. 育児休業に関する法律

第122-28-1条

出産休暇ないし養子休暇に続く期間において (...) 子供の誕生日ないし養子の家庭到着日の時点で最低1年間の勤続期間があることを証明できるすべての被用者は (...) その期間中に労働契約が中断されるような育児休業を利用したり、パートタイム勤務が週当たり16時間未満となることがない範囲でその事業所に適用される労働時間を少なくとも5分の1だけ短縮したりする権利をもつ。

育児休業とパートタイム勤務期間は遅くとも子供の3歳の誕生日に終了するが、3歳未満の養子を迎えた場合は (...) 養子の家庭到着日から数えて3年以内に終了する。育児休業とパートタイム勤務期間は当初、最長1年間であるが、開始時点に関わらず上記に定められた期間を上限として2度の延長が可能である。この可能性は父母と同様、養親にも開かれている (...).

当該被用者は、上記に定められた開始時点と規定の利用を請求する期間を受領通知付き書留で使用者に知らせねばならない。

当該期間が出産休暇ないし養子休暇の直後に続く場合には、当該被用者は前述の休業開始の少なくとも1カ月前に受領通知付き書留で使用者に知らせねばならない。その他の場合には、育児休業開始またはパートタイム勤務 (...) の少なくとも1カ月前に使用者に知らせねばならない。

当該被用者が育児休業またはパートタイム勤務の延長を請求する場合には、その延長と場合によっては育児休業をパートタイム勤務に変更したり、パートタイム勤務を育児休業に変更したりする意思を、少なくとも1カ月前に受領通知付き書留で使用者に知らせねばならない。しかしながら、パートタイム期間中またはその延長時において、当該被用者は使用者の承認ないし変更を明示的に規定した団体協約がある場合を除き、当初選択した勤務時間を変更することができない (...).

第122-28-3条

育児休業またはパートタイム勤務 (...) の終了時に (...) 当該被用者は少なくとも同等の報酬を伴う従前の雇用ないし同等の雇用に再び就く (...).

第122-28-6条

育児休業期間 (...) は勤続期間と関係した特典の決定の際に半分が勘案される。さらに、当該被用者は休業開始以前に獲得したすべての特典の利益を保持する。

第122-28-7条

育児休業または育児目的のパートタイム勤務の終了時に復職した (...) 当該被用者は (...) 特に技術や仕事の手順が変更された場合、職業訓練を受ける権利を得る (...).

次の第122-28-4条は1994年7月25日の法律により廃止された

育児休業の請求に対して態度を表明することができないと答え、請求の受領から3週間以内に正当な理由に基づく拒絶を利害関係者に知らせない使用者は承認を与えたものと見なされる。

(出所) Cette (1999b:26-27)

一 はじめに

女性の社会的地位について、網野善彦は『女性の社会的地位再考』¹⁾の中で、女性労働にたいするこれまでの見方に再考をうながして、次のように言っている。これまでの女性史研究は、階級支配が始まるとともに男性支配が始まり、その男性支配からの解放の過程こそが女性の歴史であるとしてきた。このような「解放史観」の特質は、男性のヘゲモニー、女性の生産労働からの脱落といった農業に特別な要因が社会全体に行き渡っていたと考えることにある。その結果、女性労働は補助的で、社会的有用性のないものであり、女性の社会的地位や、能力は低かったと理解するのである。この理解は、日本社会には女性の社会的脱落を誘引する農業社会があまねく行き渡っていたとする前提によって補強されて、そこに「解放史観」は普遍的な「真理」としての地位を獲得していったのである。この「解放史観」にたいする網野のスタンスは明解である。

ひとつは「農」として理解された人々が、田畑を交錯するものだけでなく、商工業、漁師、林業、運輸業などをいとなみ、さまざまな生業を持っていたという事実が無視されてきたということへの批判である。このような人々を網野は、百姓・水呑と呼ぶべきだといひ、農民とは呼ばない。いまひとつは、百姓・水呑の生業を多角的なものとするによって、「農」を媒介として作り上げられてきた固定的な理解を疑い、女性の社会的役割を見直すことである。『女性の社会的地位再考』では、養蚕をとりあげ、織物の生産、売買は女性の専権的な領分に属していたのであって、生業における明確なジェンダーによる区分があり、必ずしも女性は男性の支配下にあつて従属していたわけではないというのである。

ここでの網野の関心は、女性は男性の支配下にあつた＝女性は劣るものだとみる固定観念を動揺させることにある。織物と農のジェンダー区分がなぜあつたかという疑問はなお残るにしても、時代をさかのほれば必ずしも女性の地位は低くなかつたとするこの主張によって、いつから「近代家族」の中で理解される性別役割分担＝支配的な男女関係が登場してきたかということへの関心を誘い、「近代家族」というものの特殊な役割を明らかにする視点を提供することに意義があることは疑いない。しかし、網野の手法から読みとれるいっそう重要な点は、リアリティの中で固定観念を疑うことにある。

社会を理解するときに、「解放史観」のようなある一つの表象が生まれると、それは現実のある側面を正しく指摘することはあつても、反対に、それが自明なものとなり、あまねくゆきわたって逆に認識の＜強制装置＞となり、現実への切り口が画一化し、現実への対応力と関心が失われていくことは、表象の持つ有意性の危険な罫であるといえる。「家父長制」という概念は、まさにそのようなものである。本稿では、網野の関心とは異なり、「農」ではなく、主として都市勤労女性を対象において、少子化問題を解く中心的な鍵と思われる女性労働（生産）と家庭生活（再生産）の問題を解明することを目的に、「家父長制」概念の再検討を通して、あたらな方法論的視座を模索しようとするものである。

二 「家父長制」という表象

明治民法にみられる「家」制度に制度化された家父長制 patriarchy とここでいう「家父長制」 patriarchy とは明らかに異なる概念として用いられる。しかし、われわれはむしろ「家父長制」の言葉では前者をイメージすることが多い²⁾。

上野によれば、「家父長制」とは、ハートマン、ソロコフ、瀬地山らの定義にしたがうと、<性に基づいて、あるいはより直接的には男性の女性を支配することを可能にする権力関係とそれを支える規範の総体である>ということになる。上野は、この定義の妥当性を認めながらもこれだけでは足りないとして、「家父長制」の基礎には、物質的基盤が横たわっていることを見逃してはならないことを強調する。その物質的基盤とは、男性による女性労働の搾取であり、この構造が解体されなければ「家父長制」はなくなるものなののである。

このように考えることによって、上野の問題領域は女性労働の搾取の現場である家族へとむけられる。上野は、女性労働の搾取は物質の生産において行われるだけでなく、人間の再生産においても行われ、むしろ後者の再生産過程における搾取が、社会全体の搾取構造＝男性支配を規定しているとする。このように見ることによって、近代社会の市場と家族の分断の上に成り立った論理の虚妄をついていく。商品交換の過酷な競争原理の支配する市場と家族の内側で取り結ばれる無償性の愛情交換の世界を想定する家族観は、家庭内の女性搾取という実体を覆い隠すものでしかない。生産と再生産の過程を分離し、全く異なる原理に立つものと見なすテンニースのゲマインシャフトとゲゼルシャフトの理論はこのような意味で無効なのである。上野にとって家族は、無償性の愛情交換の場であるどころか、搾取の現場そのものなのである。

要するに上野の言いたいことは、「家父長制」は、近代社会の中で市場と家族、「公」と「私」の二元論を超えて、二つの領域を貫徹する社会の構成原理として女性支配が構造的に存在するということであり、その意味で女性は被支配階級なのである。それは、社会全体が女性差別という構造的抑圧によって成り立っているという一元論の主張であると言える³⁾。そして、この一元論を止揚する道は、上野にとっては生産と再生産との矛盾を止揚するような社会の形成であり、おそらく女にとっても男にとっても生産と再生産が矛盾しない社会＝家庭生活と職業生活とが両立する社会なのである。

「家父長制」を、社会全体にあまねく浸透した構造的抑圧の機構と考えるならば、それは生産・再生産の現場にどまらず文化的な支配にまで及ぶことになる。江原由美子は、「家父長制」を経済主義的な理解にとどめず、日常性の発話の中にある差別と権力作用の問題としてとらえようとする。江原は、ある言説のあり方、たとえば「女は働くべきか」という問いそれ自体に答えようとして女達が否応なく差別の機構に引きずり込まれてしまうジレンマを読みとり、そこに潜む権力性こそ「家父長制」だとする。「女は働くべきか」の問いは、男は生産、女は再生産という役割分業に根ざした社会構制の中でたてられた問いである。それに答えようとするれば否応なく現実の自分からは遊離した過剰な答えを提出し、それらに対する反発を女性内部に生むことによって差別への糾問を無に帰してしまうような言語空間の磁場があるといい、それを「家父長制」と考えている。江原は、現実の分節化された社会関係＝男女差別を背景につくりあげられた言語作用それ自体の権力性を読みとろうとするのである。従って、ここでも社会は言語作用を通して、男女差別を再生産す

る構造的強制の装置として一元的に捉えられている。

「家父長制」とは、このように社会は男女差別の文化規範によってくまなく侵されているという主張であり、それが構造的に形成・維持、機能し、人々の行動や意識を支配しているとする考えである。ここで問題にされているのは、いずれも構造的強制であり、それが日常生活の隅々にまでつらぬかれる「権力」と化しているという認識である。それは人々の行為や意識がこの構造的強制に規定されつくされると見る点で「規範主義」に立つ見方とすることができる。われわれが素朴に家父長制について想像する patriarchalisme とこの「家父長制」patriarchy とは、規範主義に立つという点で両者に違いはない。その違いは明治民法に見られるように前者が男女差別を明示的に規範化し「公」的な制度となっていることにあり、後者は、現在の民法のように建前としての平等が存在する社会にあっても人々の行動の中に明示的、黙示的に存在する差別の存在を取りあげ、「公」と「私」を越境する理論として、社会全体を批判の対象に据えていく点にある。その意味で「家父長制」は一元的な全体性の理論 = holisme とすることができる。

このようにフェミニズムが「家父長制」に依拠するときには、家父長制規範の形成過程を明らかにするか、あるいは家父長制が社会にいかにか浸透しているかをあらゆる場面で浮き彫りにする作業が中心にならざるをえない。たとえば大沢真理の「企業中心社会の労働とジェンダー」は女性被雇用者の差別の実態を統計的数値を通して、執拗に解き明かしていく作業である。

反対に、「家父長制」を濾過しない多様な視点から女性の社会的なありかたを考えることは、フェミニズムの起源を理解しない、アンチフェミニズムあるいは構造的強制にどっぷりと浸かった「家父長制」を補完するにすぎない議論と見なされてしまうのである。このようなフェミニズムには「家父長制」規範に反対しなければならないという<規範的強制>が作用しているがゆえに、現実の多様性の中で理論を構築していくことが困難となっている。ここでは sein (在ること) の思考よりも sollenn (在るべきこと) の思考が支配してしまうのである。

「家父長制」概念の有効性を認めながらも、近年になってこの概念の硬直性に対して疑問を提示するものもでてくる。瀬地山は、「家父長制」の論理的帰結としての上野の提示する<女性=被支配階級論>に対してつぎのように分析を加える。被差別階級であるにもかかわらず多くの女性がフェミニズムに同調しない現実があるときに、女性は抑圧されているにもかかわらず、それが多くの女性に自覚されていないだけだという言い方がある。そのような見方にたてば、自覚を妨げるような構造的仕組みが働いている結果そうなるのであるから、女性の意識を覚醒しなければならないということになる。確かに、個人の主観を超えて構造が意識を決定するというある意味の正しさをもっているにしても、このような<意識注入論>とは、主観的現実を無視した議論である。主観的現実 = リアリティというのは社会の中では、それほど単一で一元的なものではなく、異なる人々が異なる「現実」を生きているというのである。構造的強制と主観的現実の乖離と分断を埋めることのできる理論的枠組みがここでは求められている。リアリティの豊かさの中に女性と社会を描き、生き方の主観的意味論と構造との関係を描くことによって、より一般的で包括的な認識を目指すべきことが示唆されていると理解しなければならない。これはミクロの次元とマクロの次元を結ぶ作業とすることになるが、そのような問題意識にもっとも適合的

な概念の一つが「戦略」とレギュレーションという考え方である。

三 「戦略」という概念

「戦略」という言葉は、多義的に使われている。この言葉のもとに書かれたものの中でもっとも説得的で、示唆的なものに牟田和恵「戦略としての家族」があげられるであろう⁶。そのなかの「戦略としての女」では、女性の自我の確立と貞操の観念が結びつき、結果的に近代国民国家のイデオロギーを補完し、女性は自発的に自らを生き育てる母親と自己規定し性の自由を放棄するとされている。ここでは女性の自我確立の「戦略」が国家にからめ取られ、国家規範の浸透に貢献してしまうことが描かれている。

この論調にみられる特徴は、国家の規範性の生活世界への浸透に、女性の「戦略」が吸収され、寄与してしまうということを暴き出し、権力としての規範の形成過程と浸透性の強固さを描くことにある。したがって、それは構造から自由で、対立的で、選択的な「行為」を問題とし、それと構造との相互性を描くというものではない。牟田の作業は、女性の明示的な言説を通じた分析であり、もちろん牟田自身が気づいているように、「女性の戦略」といっても、女性の多様性を一応無視した立論である。ここで言う戦略は、女性の個別的行为の次元でとられるものではなく、イデオロギー分析にとどまり、生活世界のリアリティとは一定の距離を置いているもので、思想分析の結果えられた整合的な仮説にとどまる。それは、ミクロ分析とマクロ分析とを結びつけようとするものでもなく、近代国家のイデオロギー構造を描くための道具立てである。このような意味で「戦略」という言葉を用いる例は、それほど珍しいものではなく、先に挙げた大沢の論文でも、その経済主義的な統計分析の一般性に依拠しながら、「夫は仕事、妻は家事（と仕事）」の性別役割分担とそれにもとづく「会社人間化」こそが、家庭にとって最適の、もっともリスクの少ない「戦略」となるとしている⁷。

他方で、近年の社会学では「家族戦略」という概念が頻繁に用いられるようになってきている。わたくしも、家族の日常的な実践への関心を中心において、家族が社会制度や社会構造にいかにか適合的であったかを模索しようとするのではなく、社会的行為者としての人間行動を基礎にして家族と社会との関係を捉え返すための作業を試みたことがある。その一応の成果である『家族のオートノミー』のなかで、西野理子「『家族戦略』研究の意義と可能性」は、家族戦略概念を包括的に分析したもっとも整理された仕事の一つであるし、小島宏「家族戦略と家族政策—母親の就業と保育方法を巡って—」は、家族戦略と家族政策の連関を説き、実践的な視点から家族戦略概念の有効性を検証したものである⁸。

西野は、ブルデュー、アンダーソン、ティリーの「家族戦略」概念を検討した上で、家族が集団としてとらえられる歴史的状況においては、「家族戦略」はミクロ・マクロの方法論として意義があるという。西野によれば、「家族戦略」概念は、人々の行動が家族外部の構造的要因によって決定される側面のあることを認めながらも、家族の存続を維持していくための、家族内資源を応用する能動的行為によって適応して行く側面を射程に入れた、構造決定論でも主体的個人主義でもない新たな展望を持った理論であることを指摘している。さらにこの「家族戦略」概念は、個人の戦略にまで考察を広げ、ある世代が遭遇した歴史の出来事の影響として時間軸を取り込み、ライフコース論として展開されている

という。小島は、子どもを持つ母親が働くか仕事を辞めるかについての規定要因を分析して、これまでの研究によって示された養育費・教育費の必要性による就業促進効果に加えて、居住形態と出生数が就業に及ぼす効果を考察し、家族戦略と家族政策の相互性を分析している。

分析道具としての「戦略」の概念をもっとも広めたピエール・ブルデューは、「再生産機構としての婚姻の戦略」で、「戦略」の用語を規範主義的見方の対極にあるものとしている。ブルデューは、ラドクリフ・ブラウンの規則性の発見の人類学に対して、人の行為が父系性や母系制の単系出自の規則に従って機械的に行われるかのような誤解を与えると批判している。人の慣習行動は構造的な規範に従って行われるのではなく、さまざまな条件（資源）の下で、伝統的なあるいは教化された意識的・無意識的行動様式＝ハビトゥスにしたがいながら、存在しうるいくつかの可能性をたぐる行為＝ストラテジーの結果として存在するものである”。このように、ブルデューは、人の行為に対する汎規範主義的な見方を否定し、人は制度的な強制だけで行動するものではないとする。そこには、制度を自らの必要性に従って再解釈する行為者の能動性が想定されていると言ってよい。ブルデューにおいても、全社会システムは自然的、文化的、社会的な諸要素によって構成されていると考えられており、構造的な強制を否定するわけではなく、彼の社会学の中に「象徴支配」として位置づけられている。しかしながら、彼の主張においてもっとも注目すべきことは制度の次元と人々の行為＝プラチックの次元とを区別している点である。そのような多面的な手法をとることによって、構造の発生論を論じることができるようになるし、構造と社会的行為者との対抗、同化、交渉の相互作用を検証する道が開かれてくるのである。これをフェミニズムに即していえば、「家父長制」と見なされる女性支配の構造的強制と言説による象徴支配を暴き出す必要性を承認するだけでなく、女性が社会的行為者としてフェミニズムに対してとっているスタンスをリアリティの中で描くことへの道が開かれると思うのである。「家父長制」論は、規範主義的な側面の分析にとどまっているという点で、構造主義、あるいは全体性の理論＝holismeの性格を帯びていると言ってよい。そこに日常性の次元で思索し、「戦略」的に生きる女性と女性学との乖離が生まれる可能性が潜んでいるとわたくしは見る。それは女性学と家族学や他の社会科学との乖離をも導くことにもなりかねない。

フランソワ・ドサングリは、holisme批判の例に階層内同一結婚 homogamie をあげて、その現象は婚姻当事者の＜多様な利益＞からもたらされるストラテジーの結果としてみるべきであるといい、同一階層内結婚の社会規範の遵守によってもたらされたのではなく、パートナーそれぞれの利益計算の機能的結果であるとしている¹⁰。ジャック・コマイユは、「個人の行為は、社会構造の帰結として理解すべきである」とする holisme に対して、女性は家族の疎外された構成員であるだけでなく、権利主体としての個人的人間でそのオートノミーを認め社会的アクターとして位置づけなければならないという¹¹。

社会的アクターとして女性を位置づけていく理論として、コマイユもブルデューをあげている。ブルデューが『実践感覚』の中で明らかにした、合理化されていないデッサンの下で生まれた合理的行為、明示的に構築された目標との関係において、意識的に設定されたものではないある種の客観的目標に導かれる行為、ある未来の計画を達成するというものでもない、意図的でない理知的で一貫性ある行為の概念¹²が、女性のストラテジーを考察

する際の道具となるとしている。

社会的アクターの行為は、他の社会的アクターと社会構造＝システムの論理の相互作用の<ゲーム>のなかにおかれている。コマイユは、構造と個人の問題は古くからの問題であり、決して説き明かされたことのないテーマであることを認めながらも、女性の社会的活動と家庭生活の分析に対して、ストラテジー概念が有効であるとし、次のように言っている。「女性労働は、単に生産と再生産（社会的で生物学的な）の中で作用するメカニズムのもたらす結果であるだけでなく、女性が別のやり方で自分自身を実現し、ハバーマスの名言を借用するとく生活世界の植民地化>に抵抗する彼女自身を肯認していく女性の欲求のあらわれでもある。女性労働は、家族と労働に対するいまひとつの関係を<個人的に構築する>作業なのである。」¹¹ このように見て、コマイユは社会関係の中で、女性は構造的強制の下にありながら、それを再定義し、自らを実現していこうとする実践をなすものとみて、その実践と社会との相互作用を描き、認識の全体化を目指すのである。問題は、全体性の理論 holisme からいかにして脱却し、具体性の豊かさと多様性の中で女性を描き、認識の地平を拡大していくかにある。

四 ストラテジー分析

わたくしは、ブルデューのストラテジー概念に影響を受けて、比較的早い時期に戦略＝ストラテジーの概念を使って、「非婚」現象の分析を試みたことがある¹²。その分析の際に関心を持ったのは「非婚」というあらたに社会構造につけくわえられつつある現象が、それを実践する当事者のどのようなストラテジーによってもたらされたものであるかということにあった。

当時の統計的な観察によって示されたところでは、非婚現象の現れであるコアビタシオンには、ひとつは若者のコアビタシオンの定着が見られるということであり、いまひとつの特徴としては、男性では失業者や学生に多く見られ、その次に上級管理職、知識層に多いということであり、女性では常に上級管理職や中級職に多いということである。前者を理解する鍵は若者世代が大人へと向かう行程にあり、世代間移行過程の変化と自己実現の欲求のストラテジーがコアビタシオンへむかわせるということであった¹³。

女性のコアビタシオンが上級管理職や、中級職に多いという点については、性的役割分担の再生産と断絶の問題に関係する。コアビタシオンが、能力ある女性に多く認められるのは、これらの女性にとって婚姻制度が桎梏となっていると同時に、彼女たちが性別役割分担の再生産を拒否していること示している。問題は、性別役割分担の構造的強制があるとしても、一部の女性がどうしてそのような強制を免れるにいたったか、また他方、婚姻へ向かうものたちとの違いはどこにあるのかということである。このような問いを解くためには、構造的強制を語るだけでは足りないことは明らかである。構造的強制に対して、女性が個別的状況の中で、自分の与えられた環境と内在的欲求とをどう調和させようとしているかを見る必要がある。そのための手法としてストラテジーは有効な概念となる。この分析は、必然的に、個人史の手法を取り入れざるをえない。ドサングリーやバタグリオラは、ストラテジー分析のためのそのような手法を、行程分析 *trajectoire* あるいは道程分析 *itinéraire* と名づけている。バタグリオラは、性別役割分担に対して相反する二つの戦

略をとる女性の個人史を分析した上で次のような分析をしている”¹⁶。

性別役割分担を受け入れる女性は、生育過程の中で女性役割を刻印していき、役割を担うこと自体が身体化されて、内在的要求をかたちづくる。反対に、上級管理職や中級職の女性の場合、性別役割分担は身体化されず、自分の資質を学校資本を通して開花させようとする。彼女たちの最優先の目標は、労働市場において自分の地位を獲得し、職業活動を通しての自己実現である。結婚は、なお伝統的な役割分担を刻印しているがゆえに、自立のストラテジーにとっては、障害と意識される。彼女たちにとって、婚姻と出産が一体と考えられていた時代にあつて、結婚を引き延ばすことは母性を引き延ばすことを意味した。婚姻以外の形でカップルになることは、母性を引き受けずに、家族内の男女役割分担を拒否することのできる唯一の可能な選択肢であつた。彼女たちは、婚姻規範からはなれて、家事を相互にやれる範囲で負担しあう。女性は、家族の紐帯を通して社会的地位を得るのではなく、彼女たちの独立への戦略は、同時に、女性の身体性と男女役割分担から決別するという性の戦略をとるものでもあつた。このようなストラテジーのもたらしたものが、コアビタシオンである。従つて、70年代後半から80年代にかけてのコアビタシオンには、社会的移動の戦略と性の戦略が組み合わされたものといふことができ、その結果、このようなコアビタシオンには、女性の方が階層の高い、階層違いのカップル＝ヘテロガミーが多く見られるのである。

バタグリオラは、このような結論を導くために、女性達の生育歴や家族構成員である母親や父親他の兄弟との相互関係に着目しながら、女性の道行きのそれぞれの違いをミクロの視点から明らかにすると同時に、それらとコアビタシオンの一般化というマクロの構造的変化とを結びつけていく。それは、女性一般の分析ではなく、個人の分析から積み上げられたものなのである。このような視点にとっては、構造的・象徴的支配の対象としての「女性」は存在しても、ミクロのレベルの女性達の行程はそれぞれに違つているのであるから、一般的に包括できる「女性」というものは存在しないのである。

五 生産と再生産のストラテジー分析

女性労働と家庭生活を、構造的差別支配の場としてだけでなく、女性が社会的アクターとして、家族関係の中や職場、社会の中でどのように折り合いをつけ、自らの存在を明らかにしようとしているかを、(一)女性の労働感覚、(二)夫婦間系の戦略、(三)出生の戦略(1)子どもの数の戦略 (2)妊娠時の戦略 についてフランスの議論を中心にみておくことにしよう。

(一) 女性の労働感覚

女性は働くべきかという問題の出し方は、江原の描くように言説空間に刻印された「家父長制」そのものに根ざしているとしても、女性は労働に対してどのようなスタンスを持っているか、言い換えれば労働をどのように意義づけているかについて問うことは、女性労働と家庭生活の関係を観察する上で無駄ではない。

フランスでは、女性労働を長期的に観察してみると19世紀のはじめから1911年まで増え続け、そのときを境に減少に転じ女性労働者の全人口に占める割合が1911年の水準に到達するのはようやく1990年になってからである”¹⁷。この変化は産業構造の変化に対

応していることはいうまでもない。第一次産業革命による織物業への女性工員の動員と農業従事者の多いことが女性労働者の割合を増加させていた。これも、第一次大戦前後を境にして、1962年までのあいだに減少していく。これには二つの原因がある。一つは、農業の変化による家内労働の減少であり、いまひとつは伝統的な織物工業に見られる女性の産業雇用形態が衰退し、雇用がサラリーマン化していったことにある¹⁸。おそらくこの時期に、「近代家族」といわれる女は家事、男は労働という社会的表象が一般化していったものと理解できる。この時期には、女性の農業従事者と工場労働者は減少していたが、他方では漸進的にタイピストや公務員としてのサラリエ化も進行していた。さらに、大規模店舗の発達による販売員やレジ係の職域も広がっていった。このことがこれ以降、1962年を境にして女性労働者が拡大し続けている原因である。この動向が「とどのつまり、20世紀というのは、家内生産と工場生産からサービス産業へと移行する女の〈移民〉の舞台であった。」¹⁹といわれている理由である。その移行自体は職域の男女偏差を残し、平等化とはいえない方向性ではあったが、サラリエの雇用形態は、労働それ自体の男女差の位相を縮減させるものであり、それゆえいっそう女性の不平等感を際立たせていく。そして何よりも重要なことは、62年以降の景気後退や不平等な現実という構造的要因にも関わらず女性の社会進出は継続的に拡大し続けてきたということである。

家事労働と職業との二重あるいは子育てを含めれば三重の〈拘束〉に抗して、時には働く母親への非難の眼差しを排して、女性が社会生活を拡大してきたのは、女性のどのような内在的欲求に根ざしていたのであろうか。経済的な必要に迫られていることはもちろん一つの要因であるが、それだけではない。女性を労働へ向かわせた大きな要因には、彼女たちが労働を社会への扉であると考えていることがある。ある調査の中で女性は、「働いているときは、女性にとって家では決して味わえない時間ももてる気がする。外で働くことは、ちょっとした解放感を味わえるし、それが外で働くことを気持ちよくさせるわ。私も若くなった気がするし、私たちの親がそこから出たくて仕方なかった窮屈な家に戻る必要なんてないわ」と答えている²⁰。調査を受けた女性の42.8%が、人と接触することに働くことの大きなメリットがあるといい、44.7%がかなりのメリットがあるとしている。家の外で働くことを彼女たちは、閉じこめられることや孤独、家族以外のものとのコミュニケーションの不在からの解放として意義づけている。

あるいは反対に女性達の中には、自立の戦略として、意図的にサラリエ生活から撤退し、家庭内にとどまる選択をすることもある。たとえば、アルジェリアの女性について言えばフランスに移住する女性ばかりでなくアルジェリア本国においても、ある時期に秘書や教師などの給与生活をするのは少なくない。しかしながら、彼女たちは正式なこれらの仕事をあえて放棄し、縫製などの仕事をインフォーマルに行い、女性の市場のなかで夫の管理を逃れてお金を獲得しようとする。これらのお金は、彼女たちのオートノミーの資源となるのである。このような家庭内労働は、意図的に選ばれているという点において伝統的なインフォーマル労働とは異なっている。インフォーマルな労働は、家庭内の伝統的な役割を担う外観を採りながらも、男性支配に対する自立の戦略としての性格を持つ点で、「解放」でもない、伝統的な家族内の疎外を甘受するのでもない、女性による過去と現在とを調整する新たなモデルの構築であるとみることができる²¹。

(二) 夫婦関係の戦略

女性労働の可能性は、家庭の所得水準や経済状態あるいは子どもの面倒を見る必要性、それに加えて働きたい女性と労働需要との関係によって決まるといえる。しかし他方で、女性は、仕事との関係で自分の能力を生かす道を模索し、夫婦や家族生活との折り合いをつけながら、労働がプラスになるかマイナスになるかを戦略的に選択していく。そのような中で、彼女たちの戦略の資源となる学歴や、社会的地位、職業は女性の労働と家庭生活のあり方を決定づける要因となる。ここでは、女性労働が必要に迫られてのものか、それとも内在的な欲求による自由な選択の結果であるかについて社会階層や学歴を通してみることにしよう。

労働者階級の女性は、経済的な理由で働きに出ることが多い。彼女たちには学歴も資格もないので工場労働者、家政婦やレストランのサービス係等の職に就き、それも長くは続かず継起的に経済的に必要に迫られて働く傾向がある。低い収入と学歴、同様に文化水準の貧しさは仕事を継続させるより、家事労働を一義的なものとし彼女たちは家事の重い負担の方へと引きつけられていく。彼女たちにとっては、職業生活は経済的理由でやむを得ず行うのであり、そうでない場合には家族への誘因力が恒常的に働くのである。従って彼女たちの労働と家庭生活との折り合いは、出たり入ったりというやり方でつけられていく。

反対に、バカロレア（大学入学資格）程度の有資格者の女性は、夫の収入も高いであろうから、もし女性の労働が経済的に必要に迫られて行われるのであれば、外に働きに出ないはずである。しかし、現実がそうでないことは容易に想像つく。資格を持てば持つほど、女性の自己実現の要求は高まり、家庭生活と職業生活との折り合いを新しいやり方でつけていこうとするからである。35歳の女性教師ドロテは、三人の子どもを三年ごとに規則的に生み、現在に至るまで教師生活を続けている。ドロテは、「家にいるなんてばかげたことでしょ。もし四人目が生まれても、仕事は続けるつもりよ。私は、時間をとっても柔軟に使えるから。私たちが、こんなやりかたでもっとうまく折り合いをつけようとしなかったら、家のなかではもっと時間がないことになって、結局は家にいるしかないことになっていたわ。私は、40%を仕事に、60%を子どものために使っている。仕事が好きだし、子どもも好きだわ。ともかくこうすることはとても大事なことなのよ。私には、折り合いのつけられる職業に就いているという特権があるんだから²²⁾」彼女は、ヴァカンスと出産休暇と授乳休暇を有効に使いながら、必要なときに夫に家事の手伝いを求め、二人の時間のずれを利用しながら、職業と家庭とをつないでいく。

女性の職業への動機付けを夫婦関係の構造をとおして、学歴と階層を基準に見ていくと次のようなことも見えてくる。妻の労働は、生活水準の階層性を維持し、あるいは上昇させるための戦略という点である。

たとえば、中級程度の同じ収入のある夫婦を比較すると、専業主婦を持つ夫の3/4が中級管理職に就いており、妻が給与所得者である夫の3/4が労働者である。この数値から見ると、妻の労働は夫婦の消費水準を高める手段となっているということが推測される。そのことは、妻の収入が妻自身のために使われるということでもなく、夫婦共通の財布に入れられているという事実からも見えてくる。共働きは、夫婦の社会的価値付けを上昇させる働きを持っているということなのである。そこで具体的にこのような共働きを引き起こす原因となる文脈はどのようなものかについて、ドサングリーは、夫が学歴に見合うだけ

の職業的待遇を受けていないことと、妻が夫より高い学歴を持っていることにあると見なしている”。

学歴にも関わらず夫の職業的成功がままならないという事態は、一つは次のようなケースで引き起こされる。妻が学歴資源を生かそうとして働きに出ると、夫の自己投機が押さえられ、夫は学歴に見合った社会的評価を受けなくなるという事例である。このような夫婦をドサングリーは「ライバル関係」の夫婦と呼んでいる。いまひとつのケースは、学歴が低いか資格を評価されてない夫がいるために、妻が働き出て、その学歴資源を労働市場で生かすというものである。これは「共働性」の夫婦となづけられている。たとえば、20-24歳の間に学業を止めた労働者の3/4は、給与所得者の妻を持っているのに対して、上級管理職の夫を持つ妻は1/3しか働いていない。夫の学歴資本が評価されればされるほど妻が給与所得者である割合は減っていくのである。夫婦とも学歴資本を生かしている例はまれである。結局夫婦間の差異は、生活レベルの一つの「平等」を模索することで解消するのである。

高い学歴を持つ妻は、自分の資源を生かそうとし、働きに出る、また学歴資源が高いほど仕事のチャンスも大きい。しかし、学歴資本を生かせるかどうかは、夫婦の力関係にかかっている。たとえば、職業技術資格CAPしかない夫を持つ妻でバカロレアを持っているものの3/4が給与所得者であるのに対し、高等教育を受けた夫の場合には2/5でしかない。夫より学歴の高い妻は、夫に対してオートノミーを持ち、働きに出ることへの選択権を持つ。夫婦の象徴的権力関係において優位に立つ妻は、夫への依存を減少させることができると同時に、学歴資本において優位に立ち家庭経済への貢献が増えれば増えるほど、妻の家庭生活を調整していく権限が増大することが、このような結果をもたらすのである。

(三) 出生の戦略

(1) 子どもの数の戦略

女性の職業活動と出生数については、次のようなことがいわれている。子どもの数が多いほど外で働く妻の数は減少する。それは、子どもは職業活動にとって負担となるから妻は子育てのために働かないからだと考えられている。たしかに、子どもがひとりの母親の3/5は働いていて、二人の場合は2/3、三人の場合は1/3になっていることからすれば、女性の家事と子育て負担の増加が子を産まないことと関連があることは否定できない。しかしながら、一般的に職業活動にとって「子どもは負担」であるから生まないのだとする解釈は、出産動向を見るに必ずしもふさわしいものとはいえない、少し精密さを欠いた議論である。なぜなら、フランスでは、出生率は階層間に明確な違いが見られ、下層の労働者階層と上級管理層で出生率が高く、中級管理層で低くなるというU字型の現象が見られるからである。ドサングリーは、この現象も夫婦が生活水準を維持しあるいは改善するための戦略として理解すべきであるという。つまり、夫婦の社会的位置取りを改善するには、ひとつは家族の収入を増大させる必要があり、いまひとつは支出を減少させる必要がある。この二つの目標のために、妻は働きに出ることになり、他方で子どもの数を制限するのである。このことが、妻の労働と子どもの数とが関連するかのように見える要因なのである。上流階級は子どもの数は多いが、妻は働きに出ない。下層階級は失業や不安定な就労の下にたくさんの子供を作る。その結果、子どもの数の少ない中産階級の女性が働くことが多

くなるために、働いている女性の子ども数は少ないということになり、子どもの養育があたかも就労の直接的な阻害要因になるかのように見せかけるのである²⁴。

また、第三子を生むか仕事を続けるかは、矛盾対立する選択ではないということも言われている。避妊方法の浸透によって子どもは選ばれた存在となったが、そのことを女性の側から見れば、仕事と子どもを産む時期と状況を自ら調整し選択できるようになったということも意味する。第三子を生むことは、夫婦の選択でもあるから、その場合には女性が仕事と、両立できるようなやり方を、夫とともにあらかじめ考えているし、仕事の間の養育については夫ばかりでなく親をはじめとする第三者の支援との関係を計算に入れて、子どもをつくるという決定をする。むしろ、この家族戦略の編成においては、妻が主役となり、仕事と家庭の二つの世界をアレンジする能力を発揮する。それは、従来の性別役割分担を逆手にとって、家庭内のことは妻の領分とされていたものを、自分の仕事に対する欲求を実現するために家庭内を自分の都合にあわせていくのである。古典的な婚姻家族における女性の中心的役割は、妻に戦略的な力をもたらすのである。すべては彼女の仕事のために調整され、家族のリズムは彼女に合わせられ、妻は自分を中心として家族を「サテライト化」していく²⁵。

女性が働くことと子どもの数とが排斥し合うものではないこと、言い換えれば働いているから子どもを産めないという言い方が妥当でないことは明らかになったが、そうだとすると子どもの数を決める要因として何を考えればいいのか。

最終的に二人の子どもしか生まなかつた母親と、三人、四人あるいは五人生んだ母親とを、彼女たちが第一子を生む時点で働いているかどうかを見ると、次のような事実が見られる。二人の子どもしか持たない母親は 3/4 が働いており、三人を生んだものは 2/3、四人を生んだものは 1/2、五人を生んだものは 1/3 というように、第一子を生む時点から仕事を優先させるか家庭生活を優先させるかの選択がすでに行われていることがわかる²⁶。そのことはつまり、若い女性が子どもの数を含めて、職業生活と家庭生活との折り合いをつけるための戦略をすでに持っていることを意味する。このことを、ロリヴィエは、「三人の子を持つ母親がもっとも働いていないという事実は、三番目の子どもが産まれたからそうなったというのではなく、むしろ職業の行程 *trajectoire* と家族関係の行程との間の調整がすでになされているからだ。」²⁷とべている。さきにあげたわたくしの「非婚」の戦略は、この女性の戦略がどのように形成されてくるかについてをコアピタシオンを通してその一端を明らかにしようとしたものである。子の数を抑え職業を続けるということは社会的地位の維持、上昇の戦略に結びついており、その戦略は養育環境や、家族関係のあり方の個別的で一般化できないさまざまな要素によって規定されているのである。

(2) 妊娠時の戦略

働く女性が妊娠した場合の、職場の対応には、フランスでもセクシズムそのものといえる現実がないわけではない。たとえば、妊娠を明らかにしたとたん、下請けの流れ作業の工場に回され、しかも金曜日の午後には超過勤務をすれば再契約をするといわれ、それを拒んだために仕事の機会を失った話し、サービス産業に働く女性がつわりがひどく妊娠を理由に現場からはずしてほしいといったところ、反対に洗食器の前の立ち労働をやらされ、食べ残しの皿の匂いに一層つわりがひどくなり、座ってできる仕事を要求したところそれ

があるにも関わらず断られた話し、また社会福祉の担当者は、職場では女性の妊娠への警戒がいつもあった、そのために少し休むと荷物やゴミ箱の重いものを運ばされたと述懐しているという話しもある²¹⁾。

このような状況に対して、年休、産休を組み合わせながら実践される妊娠した女性たちのとる戦略は、その職業階層によってかなり異なっている。労働者は、産休より疾病休暇を選び、他の女性よりも広い意味での産前休暇を五ヶ月ないし七ヶ月とり、早めに休暇を取る傾向がある。事務職の多くのものは、女性の職業への偏見をさげ、妊娠をずる休みとする風潮に抵抗し、職場の仕事の流れを乱さないようにして、つわり休暇を二週間、加えて産休を七ヶ月とる。中間管理層は、15日より少ない疾病休暇をとり、後は年休の範囲内において休暇を取る。上級管理層は、原則的に疾病休暇にも年休にも頼らない。彼女たちは、バカンスを利用するか、妊娠の最終段階になって時間を限って働くという方法を探り、育児休暇も制限する傾向にある。

妊娠した女性は、ずる休みだとする社会的風潮に敏感に反応し、さまざまな実践を行う。たとえば、労働者や事務職の女性は、早めに休暇を取るようにとの医師の勧告に耳を貸さないことも多い。彼女たち、労働者階層は能率給に縛られてるし、事務職のものは社会補償給付による日当補填でもってそれを補うことができないからである。上級管理職の女性は、出勤時を工夫したり、都合のいいときに休暇を取ったりして、仕事のやり方調整をしながらうまく切り抜けようとする²²⁾。

このような努力をとおして、女性達は妊娠と労働は両立しがたいのだという思いこみを否定していく。そのことによって、妊娠した働く女性の社会的条件と社会的表象のあり方自体が問題なのだということをますます浮き彫りにし、女性達自身が社会を覚醒させていくのである。

六 生産と再生産の社会学へ

現実の女と男の関係性は「家父長制」に覆い尽くされているのか、アトミックな個人の主観的現実の集積にすぎないのか。このような問いを正面から受け止めるものは、よほどの図式的な思考をするものでない限り、おそらくいないであろう。以前にも言及したことがあるように、ブルデューの言い方を借りるならば、<社会は、システムとして構成員に方向性を与え、制限的であるというメカニズムを持つとしても、社会の編成は、社会システムを維持し、継続しようとする「秩序管理」の意図に還元できるものではない。従って、社会の記述は、社会の中に展開する複合的で不確実な関係と、合理的なデッサンから生まれたものではないけれども「合理化可能な行為」、あるいは適合的、対立的、複合的ロジックの交錯する矛盾的行為からさまざまな線を描くことになる>²³⁾とみるべきである。

二〇〇〇年三月八日のフランス女性の日に、大手の新聞ル・モンドは、カトリーヌ・ジェニソン提案の男女職業平等法²⁴⁾を解説する記事の表題に「女は男である」とつけ、法社会学者イレヌ・テリーの猛烈な批判を受けた。テリーは、平等化=男化の表現の中に男性中心社会の意識を読みとり、皮肉を込めた「女は男でない」との表題のもとに、男女の違いを超えた共生（混成）社会 *mixté* を模索すべきことを主張する批判論説を書いた²⁵⁾。批判の対象となったル・モンドの表題には、文化規範と化した「家父長制」の刻印が無意

識のうちに表出したものであるとみることもできる。

このような「家父長制」規範は、社会の中に深く浸透していて、それを見つけだすことはいまやそれほど困難ではない。フェミニズム研究の基盤はここにおかれ、そのほぼすべての精力は「家父長制」の解明にそそぎ込まれてきているといっても過言ではない。男性支配、男女差別を暴き出す営為は、しかしながら、現実をそれだけに押しとどめ、批判理論にとどまりリアリティを喪失してしまうのではないか。このような「家父長制」論への危惧をいち早く指摘していたのは、有地亨『家族は変わったか』である。それが「家父長制」概念の道具概念としての有効性を否認するかにみえたところに論者の反発を誘う点があったにしても、有地は、性別役割分業体制を乗り越えるための具体的方策を模索することが先決であると正しく指摘している³³。しかしながら残念なことに、そこでは具体的方策を模索するための、個別化と矛盾と対立に満ちた現代の複合社会に対する新たな社会理論への展望を十分に提示できていないようにもみえない。

構造的強制としての「家父長制」と瀬地山のいうように女性自身がフェミニズムに背を向けるという事実、あるいは男性社会の構造を利用しながら存在を主張するという、対立的で、複合的で時には同調的でもある矛盾に満ちたリアリティとを結ぶためには、全体性の理論 holisme = 規範主義 = 「家父長制」の手法だけでは困難なことは明らかである。女性労働と家族生活についてみても、社会のなかに存在しそれを構成しているくさまざまな線を描かなければならない。そのための一つの線を付け加える手法がここで明らかにした「戦略」という概念である。現実を描くための手法は、おそらくそれだけにとどまらないであろう。

フランスでは、1980年から1990年の10年間にわたって、国民家族手当金庫 CNAF の提唱で「女性の（職業）活動・家族生活」*Activité féminine. Vie familiale* と題した共同研究が行われ、141のテーマに228人の研究者が参加して、女性の実態を明らかにした。CNAF 自体も18の研究テーマに34人の研究者を動員している。そのテーマは、「二人の子を持つか三人か：制約、裁量と妥協」、「二重の生産。妊娠期にある女性と職業生活」、「幼児の受け容れと女性の職業」、「困窮地域における女性労働の非継続性」、「若者の社会化におけるサラリエ女性の影響」、「職業生活、ひとり親と社会手当」、「双子の出産による家族の経済的、社会的、心理学的混乱」等、さまざまな場面を通して女性の実相が社会的に明らかにされた。そこには、構造的強制への言及はあっても「家父長制」への言及はほとんど見られない。その点で、日本の認識の仕方とは非常に対照的である。この問題をとりまく構造的強制は、「家父長制」にとどまらないということなのであろうか。

すでに何度も取り上げたジャック・コマイユの『女性達のさまざまな戦略—労働・家族・政治』は、CNAF の研究を総括する作業であるが、コマイユはこの共同研究を通してパラダイムの転換の必要性を説く。その一つは、とりわけフランス固有の問題であるともいえるが、労働社会学や家族社会学に分断されていた作業を、〈女性と労働〉のテーマのもとに結合し、新たな対象領域を作り上げることである。さらに、理論的には、次のように述べている³⁴。

女性労働と家族生活のテーマは、社会に存在する基本的な二つの緊張関係を軸にして展開されていかなければならない。そのひとつは、構造的強制と女性のオートノミー（女性達のさまざまな戦略）、いまひとつは、指標としての家族主義とフェミニズムの対立であ

る。二つ目の軸は、行動目標や、制度組織の実践、公共政策の方向性を規定している。それは、女性労働と家族生活のあり方を決めるもうひとつの要因である<市場>=企業社会において、女性労働と家庭生活に対する企業の対応の方向性を決定するという意味でも、第二の軸は重要な役割を果たす。

このような二つの軸の中で、構造的強制、女性の戦略、公共政策、企業の役割を明らかにすることによって理論は構築されていく。しかし、その解明の手法は、それぞれの要因を独立した因子と見るのではなく、相互性の中に見ていくことにある。女性は構造的強制のもとにあるが、戦略的にその強制を変容させようとするのであるし、公共政策もある政治的意思の表現というよりは、錯綜する社会のイデオロギー対立を背景とした官僚的論理の複合性が、交渉を通してもたらした結果であるとみなされる。このように、女性労働と家庭生活の考察は、労働と家庭という緊張の場の中で展開されるさまざまな要素の織りなす複雑な「ゲーム」の観察になっていくのである。市場についても、経済効果と言う目標に排他的につきすすむ<市場>の効率性という見方ではなく、「公」と市民社会と市場の複雑な相互性の間に観察されなければならない。さらには、「公」と「私」の間に介在する、ソシアビリテ=アソシアシオン、政治クラブ、マスコミ等のもつ効果の間との相互性も重要な側面である。このような、さまざまな諸要因の相互関係のありかた=レギュラシオンを検証しながら認識を全体化していくことが求められているのである。このように、コマイユの目的は、女性労働と家庭生活の「レギュラシオン」を解明していくことに他ならない。それはすなわち「公」と「私」の双方にまたがる新たな対象領域のなかに生産と再生産の社会学を作り上げることでもある。

おそらく、このようにして構築されていく総合化を通してはじめて、混成社会 *mixité* へ向けてのわれわれの複合的な具体的戦略は、政策や社会運動だけでなく、日常性のおもしろもつかないような次元においても発見できることになるであろう。

すでに「家父長制」概念を通して構造的強制に関する多くの蓄積をわれわれは持つようになっている。女性のリアリティに関しても、社会学の個別的研究によってかなりの程度の研究が積み上げられている。たとえば、平野貴子・神田道子・小林幸一郎・Joanna Liddle「女性の職業生活と性役割」³⁵は、上級職にある女性達の性役割と職業進出を分析する貴重な成果の一つであり、さきにあげた小島宏「家族戦略と家族政策」³⁶では、道程分析ではなく、多変量解析による、居住形態に関する婚姻戦略関連変数と子ども数に関わる出生戦略関連変数とがどのように女性の就業に対して影響するかを解明し、家族政策の具体的可能性を明らかにしている。さまざまな手法を援用して生産と再生産の社会学を構築し、女性とそれを取りまく現実を浮き彫りにし、相互性と複雑性の中に認識の全体化を図ることは日本においてもそれほど困難であるようにはみえない。

このような意味での生産と再生産の社会学を構築することによって、ミクロとマクロの双方から少子化問題を解明することは、問題認識の総合化に大きな役割を果たすこともまた疑いない。そのことこそ今回の科研費で設定したわれわれの作業の最終目標に他ならないと思うのである。

- *1 網野善彦「女性の社会的地位再考」神奈川大学評論ブックレット1, 御茶の水書房、1999年。
- *2 上野は、「非対称的な性と世代の変数の中で、男性・年長者に権威が配分されるようなシステムを、広い意味で家父長制という」としている（上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990年、第五章。引用は『フェミニズムコレクションⅢ—理論』勁草書房、1993年、119頁から。在外研究中の執筆のため原典に直接あたるのが困難な場合があり、このような引用の仕方になったこととお断りしておきたい）。この定義では、家父長制の二つの意味をともに含むことになる。その違いの大きな点は、男性支配が明示的に制度化されているかどうかにある。
- *3 上野は、生産か再生産かの一元論的決定論を否定し、生産も再生産もという社会を目指しているように見えるが、社会認識の仕方は構造的な一元論に立っている。
- *4 大沢真理「企業中心社会の労働とジェンダー」『企業中心社会を超えて—現代日本をくジェンダー—で読む』時事通信社、1993年。「日本のフェミニズム4 権力と労働」岩波書店、1994年、74頁。
- *5 瀬地山角「解説 達成のかなたへ」『フェミニズム・コレクションⅠ 達成と制度』勁草書房、1993年、366頁。
- *6 牟田和恵『戦略としての家族』新曜社、1996年。
- *7 大沢真理、前掲108頁。
- *8 丸山茂・橘川俊忠・小馬徹編『シリーズ比較家族 10 家族のオートノミー』早稲田大学出版部、1998年。
- *9 Pierre Bourdieu, Les stratégies matrimoniales dans le système de reproduction, Annales E.S.C. 1972, pp1105-1125. 丸山茂「家族のストラテジー —ピエール・ブルデューの家族研究」同『家族のレギュレーション』御茶の水書房、1999年、89頁。
- *10 François de Singly, Théorie critique de l'homogamie, L'Année sociologique, n37, 1987, p181-205.
- *11 Jacques Commaille, Les stratégies des femme Travail, Famille et politique, 1993, pp8- 11
コマイユは、女性の職業活動と家族生活を問題化する視点は、既存の理論を確認するだけのものではなからず、予見を排して、アカデミズムの画一主義に陥ることなく、両者の関係付けのための新たな認識枠組みを模索すべきだとする。その方法として社会的アクターの視点を取り入れることが、時代の思潮に流されないやり方として有効であるとされている。
- *12 Pierre Bourdieu, Le Sens pratique, Éd. de Minuit, Paris, 1980. この概念がわかりにくいのは、われわれが人間の行為を合理的で、意図的であると考えているところから来る。いいかえれば合理性と非合理性、理性と感情といった二分法＝二項対立のなかでものを考える習慣を持っていることからもたらされているともいえる。ブルデューの考え方は、このような二項対立を超えて、人の行為は状況の中で意図的に選ばれるが、しかしその合理性は行為者の意図していたものとは全く違った結果を生むことがあるという意味で非合理的なものなのである。
- *13 Jacques Commaille, Les stratégies des femme Travail, Famille et politique, 1993, p12.
- *14 丸山茂「『非婚』のストラテジー」『家族のレギュレーション』所収、御茶の水書房、1999年、109頁。

*15 Jacques Commaille, La construction du couple par les individus, la société et le politique. Approche sociologique, in La Notion Juridique de Couple, Economica, 1998, p13.によればフランスでは、若者がカップルで暮らす割合が減少し、20-24歳の若者のカップルの割合は1982年から1985年の間に女性で42%から27%へ減少し、男性で20%から11%へ減少している。教育期間が長くなったことばかりでなく、若者の失業率が非常に高いことが原因となっている。

*16 Françoise Battagliola, Le temps des insertions -Itinéraire féminins et histoire familiales, Annales de Vaucresson, CRIV, 1/1987, n.26, pp133-148. Françoise Battagliola, La fin de mariage?, Syros, Paris, 1988.

*17 O. Marchand et C. Thélot, Deux siècles de travail en France, INSEE/Etudes, 1991, p69.

*18 Thierry Blöss et Alain Fricky, La femme dans la société française, Que sais-je?, PUF, 2^{éd.} 1994, p94.

*19 *ibid.*, p94.

*20 Anne-Marie Devreux, La double Production. Les conditions de vie professionnelle des femmes enceintes, CUS, rapport CNAF, 1988. cité par Jacques Commaille, Les stratégies des femmes Travail, Famille et politique, 1993, p19.

*21 Jacques Commaille, *ibid.*, p22.

*22 Guido de Ridder et Claude Salesse, Activité féminine et garde des jeunes enfants, Laboratoire d'études et recherche sociales, rapport CNAF, 1989. cité par Jacques Commaille, Les stratégies des femmes Travail, Famille et politique, 1993, p27.

*23 François de Singly, Fortune et Infortune de la Femme Mariée, 2^e éd., PUF, 1990, pp85-89. フランス社会において、学歴資本の評価されにくい原因には、同一学歴であっても出身社会階層が再生産されるという問題と学歴のインフレがあるとしている。

*24 François de Singly, *ibid.*, p90.

*25 Jacques Commaille, Les stratégies des femmes Travail, Famille et politique, Decouverte, 1993, p41.

*26 François de Singly, *op.cit.*, p92.

*27 Stéfan Lollivier, Activité et arrêt d'activité féminine: le diplôme et la famille, Economie et Statistique, no 212, juillet-août 1988, p28-9.

*28 Jacques Commaille, Les stratégies des femmes Travail, Famille et politique, Decouverte, 1993, pp43-45.

*29 Jacques Commaille, *op.cit.*, pp45-47.

*30 丸山 茂『家族のレギュレーション』御茶の水書房、1999年、はしがき iii 頁。

*31 1983年7月3日のルディ法と同名の法案で、ルディ法が17年の間にわずかな変化しかもたらさなかったという反省のもとに、その内容を強化しようというものである。ルディ法では性差別の禁止、企業での男女平等化計画に関する交渉の可能性、男女の処遇に関する年次報告書の作成義務をみとめたが、報告書は関連企業の半分以下によってしか提出されず、交渉も可能性にとどまっていた。ジェニソンの改正案では、各企業に毎年交渉義務を課し、違反企業に対して刑事制裁を科すというものである。これに対して、イヴェット・ルディは、悪いのは法ではなく、企業に対して監察、研修、監視機構の整備の指導

を強化すれば足りるとして反対している。Le Monde, mercredi 8 mars 2000.

*32 Le Monde, vendredi 10 mars 2000.

*33 有地亨「家族は変わったか」有斐閣選書、1993年、328頁。

*34 Jacques Commaille, Les stratégies des femme Travail, Famille et politique, Decouverte, 1993, pp111-139.

*35 平野貴子・神田道子・小林幸一郎・Joanna Liddle「女性の職業生活と性役割」社会学評論、1980年。『日本のフェミニズム3 性役割』岩波書店、1995年、179頁。

*36 小島宏「家族戦略と家族政策」丸山茂・橘川俊忠・小馬徹編『シリーズ比較家族10 家族のオートノミー』早稲田大学出版部、1998年、76頁。

フランスにおける農業者の「結婚難」をめぐる諸問題

農業総合研究所

須田 文明

はじめに

農業者の「結婚難」の問題は、久しい以前から農業・農村をめぐる議論に暗い影を落としてきた。しかし当初、ジャーナリスティックに取り上げられてきた農村の「外国人花嫁」も、今日では、もはやそれほど珍しいケースではなくなった感がある。農業において、なぜ、これほどまでに結婚という個人的領域に属する事柄について頻繁に行政的な「介入」がなされるのであろうか。それは農業経営の特徴として、家族単位の生物学的再生産（労働力の生物学的再生産）が、農業経営の再生産条件の一部をなしていることがある。

しかし今日、非婚化ないし晩婚化、少子化という現象は、農業・農村に限られたことではなくなっているのである。いわば、農業・農村は現在のこうした現象の先進的なケースを提供していたともいえるのである。

本稿は、非婚化、晩婚化、少子化というテーマに対し、フランスにおける農業者の結婚難および後継者不足という視角から検討するものであり、フランスにおける農業者の後継者不足問題への政策的取り組みを紹介するものである。

1 EU諸国における農業者の独身問題の諸相

(1) EU諸国における農業者の未婚率

ギリシアを除いて、EU諸国において、農業者男子(35～54歳)の未婚率が非農業者男子のそれより高いのが通例である。8ポイント以上農業者男子の未婚率の高い国はベルギーやイタリア、フランス、スペイン、アイルランドである。こうした各国における未婚率の違いを考察するために、各国の農業経営相続慣行および農家所得の違いを検討しておこう。

1) 相続慣行

欧州連合に加盟する先進各国においても、当然のことながら、農業経営は本質的に家族労働力により成り立っており、その委譲も家族的になされている。これは農業生産の特徴として、土地という再生産不可能な私有財産に大きく規定されていることによる。加盟各国のすべての国においても、所有権、または次世代にも委譲される賃借権（フランスやベルギー）を通じて、農地へのアクセスはもっぱら農業者により、家族的枠組みにおいて管理されているのである。

ところが、世代間での農業経営の移譲様式は、加盟各国間で様々に異なる。プランとペリエルコルネは、各国における経営の移譲様式の相違を、相続人間の平等と経営の一体的継承という二つの軸から考察している。彼らの議論によりながら、加盟各国の経営移譲の

特徴を捉えておきたい。

彼らが注目する二つの軸は、まず、親の財産の分割相続に際して相続人が平等に扱われるか否か、次いで農業経営の一体性が維持されるかどうかに関わる。こうした軸から見ると、次の三つのタイプの経営移譲が考えられる。①均分相続と可能な限りでの経営の分割、②均分相続と経営の一体性、③不平等な分割と経営の一体性の保持、がそれである。以下詳しく追ってみよう（図2参照）。

図2 相続慣行のマトリクス

		経営の継承様式	
		一体的継承	経営の分割
相続様式	平等	フランス、デンマーク等	ギリシャ、イタリア等
	不平等	イギリス等	

①均分相続と可能な限りでの経営の分割（ギリシア、イタリア、スペイン）

この原則は、必ずしも、均分相続の平等を意味していない。例えば、ギリシアでは、両親と同居する子が両親を扶養する代わりに、家産の多くを相続する。この原則において、様々なヴァリエーションがあり得る。スペインでは相続人が、兄弟・姉妹の割り当て分を買い戻す。重要なのは、均分相続により、自由な土地市場に近い水準で、家族内での価格交渉が行われることである。ところが、こうした原則は、経営の断片化をもたらす傾向を持つ。そのためにこのような国の農業構造は、多就業、引退者による農業、自給的農業という性格を持つことになる。こうした農業構造は、農業者の社会的アイデンティティの確立を妨げ、農業経営は職業としては考えられず、農地が家産として考えられることになる。

②均分相続と経営の一体性（フランス、デンマーク、ベルギー）

フランス等の国では、平等な贈与分割が行われるにもかかわらず、経営の一体性が保持され得る。こうした矛盾した二つの原理を相殺するために、後継者の就農に有利な調整メカニズムが働く。例えば、デンマークでは、後継者は自由市場よりも20%ほど安価な価格で両親から経営を買い取り、フランスでは、経営を取得するものが、その他の相続人に清算金を支払う。このように、非後継者も、経営を去るに当たって平等な金銭的保証を受けるのが特徴である。フランスの場合、自由市場の半分ほどで、土地価格は低めに評価される。いずれにしても経営の一体性が保持されながらも、こうした平等原則が貫かれているために、この3国は他の加盟国に比べ、30歳未満の農業者の負債比率が格段に高い（とりわけデンマーク）。

③不平等な分割と経営の一体性の保持（イギリス、アイルランド、オランダ、ドイツ）